経済課 税務住民課 健康福祉課 企画課

特集

子育て応援のまち

和水町では、第1子の出産から出生祝金を支給します。

これまでは、出生手当として、第3子以降の子どもが生まれたときに支給していましたが、平成24年7月1日からは第1子の出産から祝金を支給します。

●支給対象
平成24年4月1日以降に生まれた子どもの保護者

●祝金の額
第1子から子ども1人につき20万円
ただし、第4子は35万円、第5子は50万円

●申請期限
生後6カ月以内

●和水町に長く住んでいただくために、支給には条件があります。
①和水町に住所があり、出生後も子どもと一緒に引き続き3年以上住む意思のある人。
②ご本人や一緒に住む人が税金などを町に納めていない場合は、滞納分にあてた残りを支給します。
ただし、滞納分に充てることを拒否される場合は、支給しません。
※平成24年4月1日～6月30日に生まれた子どもの保護者には、申請の案内を送付しますので、ご確認の上、申請してください。







子ども医療費助成……高校3年生まで無料

高校３年生までの子どもの医療費（保険適用分）を全額助成します。

チャイルドシート購入費助成

●**助成額**……購入費の１／２以内で、１件あたり 10,000 円を限度とします。
（ただし、100 円未満は切捨て）

児童手当……子ども手当から児童手当に変更（4月分から）

●**支給対象**…中学３年生までの子どもの保護者

●**手当の額（月額）**…・０歳～３歳未満、３歳以上～小学生（第３子以降） 15,000 円
・３歳以上～小学生（第１子・第２子）、中学生 10,000 円
・所得制限以上の人（子ども１人につき） 5,000 円

ひとり親医療費助成

●**助成対象者**…・母子家庭や父子家庭の親（20歳未満の児童を養育している）
・母子家庭や父子家庭の児童・父母のない児童（高校３年生まで）

●**助成方法**……医療費（保険適用分）の 2/3 を助成します。

児童扶養手当

●**支給対象**……高校３年生までの児童を養育する母子家庭や父子家庭の親、父母のない児童を養育する者など（所得制限があります。）

●**手当額（月額）**…・全部支給 41,430 円 ・一部支給 41,420 円～9,780 円
・第２子 5,000 円加算 ・第３子以降 3,000 円加算

妊娠から出産、子育てまでを全力でサポートします。

★母親学級
・こんにちは赤ちゃん（２カ月児）訪問
★２カ月児健康相談
・３、４カ月児健診
★７、８カ月児健診
★１歳児健康相談
・１歳６カ月児健診
★２歳児歯科健診
・３歳児健診
★育児支援家庭訪問
★虫歯予防のためのフッ化物洗口
★虫歯予防のためのフッ化物塗布
★町内保育所巡回指導（発達観察）

★マークは、和水町独自の取り組みです。

子育て応援隊の一員

・民生委員・児童委員
・母子保健推進員
・医師
・助産師
・保育士
・歯科衛生士
・心理士
・ベビーマッサージの先生
・絵本よみきかせのボランティアの人
・保健師